

# 常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

昭和59年4月1日  
規則第1号

## 改正

昭和61年12月5日規則第4号	昭和63年6月5日規則第1号
平成2年12月26日規則第4号	平成4年3月27日規則第3号
平成7年6月30日規則第4号	平成8年2月6日規則第2号
平成8年6月19日規則第4号	平成12年6月30日規則第1号
平成14年11月1日規則第1号	平成15年10月27日規則第2号
平成16年3月12日規則第1号	平成18年4月4日規則第6号
平成19年3月22日規則第3号	平成21年3月31日規則第3号
平成25年3月26日規則第2号	平成25年12月2日規則第3号
平成26年12月1日規則第2号	平成29年8月1日規則第2号
平成30年8月1日規則第3号	

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務（第3条）
- 第3章 削除
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給  
(第10条―第18条)
- 第5章 昇格及び降格（第19条―第23条の2）
- 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動  
(第24条―第31条)
- 第7章 昇給（第32条―第39条）
- 第8章 降号（第40条）
- 第9章 特別の場合における号給の決定（第41条―第43条）

## 第10章 雑則（第44条・第45条）

### 附 則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(昭和37年条例第13号。以下「条例」という。)第5条第1項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務並びに第6条の規定により任命権者がその所属の職員の職務の級及び号給を決定する場合の基準については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

##### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第4条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (5) 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (6) 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (7) 採用試験 任命権者が職員を採用するため行う競争試験（次号に規定する経験者採用試験を除く。）をいう。
- (8) 経験者採用試験 民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして任命権者が定める職への採用を目的とした競争試験をいう。
- (9) 上級 職員採用上級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(10) 中級 職員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

(11) 初級 職員採用初級試験及びこれに相当する採用試験をいう。

## 第2章 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

(等級別基準職務)

第3条 条例第5条第1項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、別表第1に定める等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表のとおりとする。

## 第3章 削除

## 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、任命権者がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された組合の他の職員で、当該新たに職員となった者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となった者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となった者のうち、前2項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き

在職したものとみなして第 19 条第 4 項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあっては管理者の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第 16 条各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

（新たに職員となった者の号給）

第 11 条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

（1） 前条第 2 項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

（2） 前条第 3 項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 任命権者が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された組合の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

（3） 前 2 号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第 22 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定により得られる号給

(4) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員（第 2 号に掲げる職員を除く。） その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（前項第 2 号に掲げる職員を除く。）の号給については、同項の規定にかかわらず、第 13 条から第 18 条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第 12 条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者には適用しない。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他管理者の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に

照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

- 4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際してその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の左欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分(その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあっては、次の表の左欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分)の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数(次条第2項において「加算数」という。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

博士課程修了		21
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学六卒		18
大学専攻科卒		17
大学四卒	大学卒	16
短大三卒		15
短大二卒	短大卒	14
短大一卒又は高校専攻科卒		13
高校三卒	高校卒	12
高校二卒		11

	中学卒	9
備考		
<p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に 1 を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。</p> <p>(2) その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。</p>		

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給（前条第 1 項の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を 12 月（その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数（第 2 号又は第 4 号に掲げる者で管理者の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち組合の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18 月）で除した数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第 7 の 3 に定める昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（管理者の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第 12 条第 2 項第 1 号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表

の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(2) 第12条第2項第2号に掲げる者及び同条第3項の規定の適用を受ける者 管理者の定める経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表の掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 管理者の定める経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

（経験年数）

第14条の2 第10条第4項、第11条第1項第2号及び第2項並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げ



る学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、管理者の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第15条 第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の属する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第14条又は前条の規定による場合には著しく組合の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- （1）常滑武豊衛生組合に勤務する者で給料表の適用を受けないもの
- （2）他の地方公共団体の職員
- （3）国家公務員

- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者として管理者が定める者  
(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 特殊な技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、組合他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

## 第18条 削除

### 第5章 昇格及び降格

#### (昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして管理者の定める要件
- (3) 昇格させようとする日以前2年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前2年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（管理者の定めるものに限る。以下この条及び第24条第2項（第26条第2項において準用する場合を含む。）において同じ。）の全体評語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示す

る記号であって、任命権者又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。)が上位又は中位の段階であること。

イ 職員を昇格させようとする日以前における能力評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語を総合的に勘案して職員が発揮した能力の程度及び職員が果たすべき役割を果たした程度が通常のものを超えるものとして管理者の定める要件（行政職給料表（一）の3級又は2級に昇格させる場合その他の管理者の定める場合にあつては、当該通常のものを超えるものに準ずるものとして管理者の定める要件を含む。）

ウ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 職員が国際機関若しくは民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは1部がない場合又は昇格させようとする日以前2年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前2年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

4 前3項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において管理者が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格

させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において管理者が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として管理者の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 6 第4項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに組合の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「管理者の定める要件及び別表第6」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。
- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、管理者の定めるところによるときは、この限りでない。

（在級期間表の適用方法）

- 第19条の2 在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。
- 2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
  - 3 第12条第2項第2号に掲げる者又は同条第3項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
  - 4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の

級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(1) 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員 組合の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項又は第26条第1項若しくは第3項に規定する異動をした職員 組合の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第12条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第19条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第21条 休職にされた職員のうち、管理者が定めるものが職務に復帰した場合において、組合の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第22条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 第19条、第20条又は前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 第20条の規定により、職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が組合の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(降格の場合の号給)

第23条の2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

## 第6章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日に新たに職員となったものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第11条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級(次項及び第26条第1項において「仮定級」という。)の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得した時)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、組合の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者 あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第22条及び第23条の2の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級の範囲内で決定するものとする。

2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

3 第10条第3項の規定により職務の級を決定された職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前2項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となったときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの同条第3項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、組合の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項及び第2項の規定は、前条第1項又は第3項に規定する異動

をした職員の異動後の号給について準用する。

第28条から第31条まで 削除

第7章 昇給



(昇給日及び評価終了日)

第32条 条例第6条第3項の規定により昇給を行う同項の管理者が規則で定める日は、第37条又は第38条に定めるものを除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における11月30日(以下「評価終了日」という。)とする。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第33条 条例第6条第3項の管理者で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他管理者が定める事由とする。

第34条 削除

(昇給区分及び昇給の号給数)

第35条 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した二回の業績評価の全体評語(以下この条において「昇給評語」という。)がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するかどうかの判断は、管理者の定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が上位又は中位の段階である職員(当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び1の業績評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあっては、管理者の定める者に限る。)のうち、勤務成績が特に良好である職員次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び第33条に規定する事由に該当した職員並びに条例第6条第3項後段の適用を受けることとなっ

た職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E 2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあつてはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあつてはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 管理者の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

6 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、管理者が定める。

- 7 条例第6条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表7の3に定める昇給号給数表（次項において「昇給号給数表」という。）に定める号給数とする。
- 8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、組合の他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適當であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 9 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、管理者の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で管理者の定める号給数）とする。
- 10 前3項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 11 第7項から第9項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第7項から第9項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 12 1の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、組合の職員の定員、第6項の

管理者の定める割合等を考慮して管理者が定める。

(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)

第36条 条例第6条第5項の管理者が規則で定める職員は、行政職給料表(二)の適用を受ける職員とし、同項の管理者が規則で定める年齢は、57歳とする。

(研修、表彰等による昇給)

第37条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第38条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、条例第6条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第39条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

## 第8章 降号

(降号)

第40条 常滑武豊衛生組合職員の降給に関する条例(平成28年条例第8号)

第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

#### 第9章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第41条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第22条第3項又は第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は管理者が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第42条 休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、組合の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 休職にされた職員のうち、管理者が定める者が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には組合の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

（派遣職員の退職時の号給の調整）

第42条の2 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、組合の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管

理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第43条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

#### 第10章 雑則

(管理者の承認を得て定める基準等についての暫定措置)

第44条 第17条、第25条第1項第2号(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第42条第2項に規定する管理者の承認を得て定めることとされている基準又は在級期間表において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に管理者の承認を得て行うものとする。

(委任)

第45条 この規則の実施について必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月5日規則第4号)

(施行期日等)

1 この規則は、昭和61年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和61年条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)におけるその者の職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の同項の規定により定められた職務の級(以下「切替後の職務の級」という。)が在級する期間に通算する。

(1) 切替後の職務の級を改正条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定

める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する職務の級が2掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。次号において同じ。）、改正後の規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級及び同号に掲げる職務の級（1の給料表について同号に職務の級が2掲げられている場合にあっては、そのうち下位の職務の級）の直近下位の職務の級以外の職務の級とされた職員 旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

（2）切替後の職務の級を改正条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定める職務の級（行政職給料表の7級を除く。）に定められた職員のうち、旧等級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間が改正後の規則別表第2の級別資格基準表に定める当該切替後の職務の級に決定するための必要在級年数を超える職員 当該超える期間

3 改正条例附則第2項の規定により切替日におけるその者の職務の級を定められた職員に係る当該切替後の職務の級の1級上位の職務の級への昇給（切替日から昭和62年3月31日までの間における改正後の規則第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和61年条例第1号）附則第2項の規定により昭和61年4月1日（以下この項において「切替日」という。）における職務の級を同条例附則別表第1の職務の級欄の下段に定める職務の級（同表の職務の級欄に切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下この項において「旧等級」という。）に対応する職務の級が2掲げられている場合の下段に掲げられているものをいう。以下この項において「特定の職務の級」という。）に定められた職員にあっては、旧等級と同項の規定により定められた職務の級に通算2年以上、同項の規定により切替日における職務の級を特定の職務の級以外の職務の級に定められた職員にあっては、旧等級と同項の規定により定められた職務の級に通算1年以上」と、同項ただし書中「1年」とあるのは「1年（切替日における職務の級の特定の職務の級に定められた職員にあっては、2年）」とする。

4 改正条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（昭

和37年条例第13号)及び改正後の規則の規定により切替日において昇格した職員の当該昇格後の給料月額の決定については、改正条例附則第3項又は第5項の規定により定められた給料月額を切替日の前日において受けていたものとみなして改正後の規則第22条の規定を適用する。

- 5 この規則の施行の日前に、改正前の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条又は第39条第1号若しくは第2号の規定による昇給をした職員の当該昇給後の次期昇給については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年6月5日規則第3号)

この規則は、昭和63年6月5日から施行する。

附 則 (平成2年12月26日規則第4号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は平成2年4月1日から適用する。ただし、別表第8の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

(特定号給職員の期間の通算)

- 2 平成2年改正条例附則第3項に規定する職員のうち次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、それぞれ当該各号に定める期間を切替日におけるその者の号給を受ける期間に通算する。

(1) 経過期間が6月以上9月未満である職員 3月

(2) 経過期間が9月以上12月未満である職員 6月

(3) 経過期間が12月である職員 9月

(特定の職員の切替え及び期間の調整)

- 3 切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が別表の旧号給欄のイに掲げる号給である職員の切替日における号給は別表の旧号給欄のイに掲げる号給の1号給上位号給とし、これらの職員のうち次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、それぞれ当該各号に定める期間を切替日におけるその者の号



給を受ける期間に通算する。

- (1) 経過期間が6月以上9月未満である職員 3月
- (2) 経過期間が9月以上12月未満である職員 6月
- (3) 経過期間が12月である職員 9月

4 旧号給が別表の旧号給欄のロに掲げる号給である職員のうち、経過期間が6月以上である職員の切替日における号給は別表の旧号給欄のロに掲げる号給の1号給上位号給とし、これらの職員のうち次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、それぞれ当該各号に定める期間を切替日におけるその者の号給を受ける期間に通算する。

- (1) 経過期間が9月以上12月未満である職員 3月
- (2) 経過期間が12月である職員 6月

5 旧号給が別表の旧号給欄のハに掲げる号給である職員（第8項及び第9項に定める職員を除く。次項において同じ。）のうち、経過期間が9月以上である職員の切替日における号給は別表の旧号給欄のハに掲げる号給の1号給上位号給とし、これらの職員のうち、経過期間が12月である職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、3月を切替日におけるその者の号給を受ける期間に通算する。

6 旧号給が別表の旧号給欄のロ又はハに掲げる号給である職員（前2項の規定により切替日に号給を支給される職員を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、それぞれ当該各号に定める期間をその者の切替日における号給を受けていた期間とする。

- (1) 別表の旧号給欄のロに掲げる号給である職員で経過期間が6月未満である職員 9月
- (2) 別表の旧号給欄のハに掲げる号給である職員で経過期間が6月未満である職員 6月
- (3) 別表の旧号給欄のハに掲げる号給である職員で経過期間が6月以上9月未満である職員 9月

7 旧号給が別表の旧号給欄の二に掲げる号給である職員で旧号給を受けて

いた期間が3月未満である職員のうち、管理者の定める職員については、経過期間に3月を加えた期間を切替日の前日におけるその者の号給を受けていた期間とする。

(初任給の経過的特例)

8 改正後の規則第13条から第15条までの規定を適用した場合に得られる号給が別表の旧号給欄のハに掲げる号給又はこれらの号給を超える号給となる職員(管理者の定める職員を除く。以下「特例対象職員」という。)のうち平成2年4月1日から管理者の定める日までの間に新たに職員となった者の給料月額は、これらの規定による号給の1号給下位の号給とし、これらの者については、第28条第1項の規定にかかわらず職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を管理者の定める期間短縮することができる。

9 特例対象職員のうち管理者の定める期間内に新たに職員となった者で改正後の規則第28条第1項の規定により新たに職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を6月短縮されるものについては、同項の規定にかかわらず職員となった後の最初の昇給に係る昇給期間を管理者の定める期間短縮することができる。

(復職時調整に係る経過措置)

10 この規則(別表第8の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の規則別表第8を適用する場合において、法第28条第2項第1号の規定による休職(通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。)及び通勤による負傷又は疾病に係る休暇の期間のうちこの規則施行前の期間の換算率は、なお従前の例による。

附則別表

給料表	職務の級	旧号給			
		イ	ロ	ハ	ニ
行政職給料表	1級	2~7	8	9	10
	2級		2	3	4

附則(平成4年3月27日規則第3号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成7年6月30日規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成8年6月19日規則第4号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年11月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年10月27日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3に定める学歴免許等資格区分表に掲げる学歴免許等の資格（改正後の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第3に定める学歴免許等資格区分表に掲げるものを除く。）を有する職員に対する改正後の規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月12日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月4日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置）

2 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定によ

り定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表（一）の2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表（一）の2級若しくは5級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第2項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。

（平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例）

- 5 平成19年1月1日までの間における新規則第35条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「E」とあるのは「E（条例第6条第5項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE）」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第

25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日（同日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等）

6 平成19年1月1日において、特定職員（新規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第6条第3項の規定による昇給（同規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に同規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める一般職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

（1）この項の規定による号給数が零となる一般職員

（2）次項第3号に掲げる一般職員で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないと認めるもの

7 一般職員の基準号給数は、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

（1）勤務成績が特に良好である一般職員 6号給以上（条例第6条第5

項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、3号給以上)

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給 (条例第6条第5項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、2号給)

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下 (条例第6条第5項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、1号給以下)

8 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間 (当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間) の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

9 附則第6項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給 (同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第24条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給) の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 附則第7項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、組合の一般職員の定員等を考慮して管理者が定める。

(常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

11 常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成12年規則第1号) の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第7項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則 (平成19年3月22日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規則第 2 号）  
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 2 日規則第 3 号）  
この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 1 日規則第 2 号）  
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 1 日規則第 2 号）  
（施行期日）

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

（平成 30 年 3 月 31 日までにおける昇格に関する経過措置）

第 2 条 職員の昇格については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 19 条第 2 項第 3 号イの規定は、適用しない。

（平成 29 年 4 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日に行われる常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（昭和 37 年条例第 13 号）第 6 条第 3 項の規定による昇給については、改正後の規則第 32 条中「日は、昇給日前 1 年間における 11 月 30 日（以下「評価終了日」という。）とあるのは、「期間は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの期間」とする。

2 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。この場合において、改正前の常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 33 条中「第 38 条又は第 39 条」とあるのは「第 37 条又は第 38 条」と、同規則第 35 条第 1 項中「第 33 条に規定する」とあるのは常滑武豊衛生組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 28 年規則第 5 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた」と、同条第 2 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは「平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までの期間」と、「昇給日の前日」とあるのは「平成 28 年 11 月 30 日」と、同条第 5 項中「別表第 7 の 2」とあるのは「別表

第7の3」とする。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、  
管理者が定める。



別表第1 等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表（第3条関係）

1 行政職給料表（一）等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表

等級	基準となる職務内容
1級	主事の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主査の職務
4級	副主幹の職務
5級	課長、室長、局長又は事務長を補佐する職務
6級	課長、室長、局長又は事務長の職務
7級	1 部長の職務 2 次長の職務
8級	困難な業務を行う部長の職務

2 行政職給料表（二）等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務の表

等級	基準となる職務内容
1級	用務員の職務
2級	知識又は経験を必要とする用務員の職務
3級	主任用務員の職務
4級	困難な業務を行う主任用務員の職務

別表第2 初任給基準表（第10条、第11条関係）

1 行政職給料表（一）初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	上級	1級29号給
		中級	1級17号給
		初級	1級9号給
		その他	高校卒

2 行政職給料表（二）初任給基準表

試験	初任給
正規の試験	1級17号給
その他	1級13号給

別表第3 学歴免許等資格区分表（第12条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業

		(3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校 卒	一 高校 専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 高校 3年	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 高校 2年	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中学 卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4 経験年数換算表（第14条の2関係）

経歴		換算率
地方公務員、国家公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に従事した期間	100/100
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（組合の他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（組合の他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100 以下）
	その他の期間	25/100 以下（組合の他の職員との均衡を著しく失う場合は、50/100 以下）

#### 備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労

務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下(組合の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)とする。

2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第5 経験年数調整表(第14条の2関係)

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分				学歴区分(乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+9年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
専門職学位課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年

大学6卒	+	+	+	+	-	-				+	+	+	+	+	+	+	
	2	3.5	6	6	4	3				1	2	3	3.5	5	5	6	7
	年	年	年	年	年	年				年	年	年	年	年	年	年	年
大学専攻科卒	+	+	+	+	-	-	-	-	-		+	+	+	+	+	+	+
	1	2.5	5	5	5	4	1	1	1		1	2	2.5	4	4	5	6
	年	年	年	年	年	年	年	年	年		年	年	年	年	年	年	年
大学4卒		+	+	+	-	-	-	-	-	-		+	+	+	+	+	+
		1.5	4	4	6	5	2	2	2	1		1	1.5	3	3	4	5
		年	年	年	年	年	年	年	年	年		年	年	年	年	年	年
短大3卒	-	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-		+	+	+	+	+
	1	0.5	3	3	7	6	3	3	3	2	1		0.5	2	2	3	4
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		年	年	年	年	年
短大2卒	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	+	+
	2	0.5	2	2	8	7	4	4	4	3	2	1	0.5	1	1	2	3
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
短大1卒	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-			+	+
	3	1.5	1	1	9	8	5	5	5	4	3	2	1.5			1	2
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年			年	年
高校専攻科卒	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-			+	+
	3	1.5	1	1	9	8	5	5	5	4	3	2	1.5			1	2
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年			年	年
高校3卒	-	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		+
	4	2.5			10	9	6	6	6	5	4	3	2.5	1	1		1
	年	年			年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		年
高校2卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5	3.5	1	1	11	10	7	7	7	6	5	4	3.5	2	2	1	
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	5.5	3	3	13	12	9	9	9	8	7	6	5.5	4	4	3	2
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。

- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について管理者が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、管理者が別に定めるところによる。

別表第6 在級期間表（第19条関係）

1 行政職給料表（一）在級期間表

職務の級				
2級	3級	4級	5級	6級
3	4	4	2	2

備考

中級若しくは初級の結果に基づいて職員となった者又は選考採用者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

2 行政職給料表（二）在級期間表

職務の級		
2級	3級	4級
7	7	10

備考

採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「7」とあるのは、「8」とする。

別表第7 昇給時号給対応表（第22条関係）

1 行政職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28



45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	
72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		

92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

2 行政職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	2
31	1	23	3
32	1	24	4
33	1	25	5
34	1	26	6
35	1	27	7
36	1	28	8
37	1	29	9
38	2	29	10
39	3	30	11
40	4	30	12
41	5	31	13
42	6	31	14
43	7	32	15
44	8	32	16
45	9	33	17
46	10	34	18
47	11	35	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27

56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	50	36
65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40
69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47
76	40	56	48
77	41	57	49
78	42	57	50
79	43	58	51
80	44	58	52
81	45	59	53
82	45	59	54
83	46	60	55
84	46	60	56
85	47	61	57
86	47	61	58
87	48	61	59
88	48	61	60
89	49	62	61
90	49	62	61
91	50	62	62
92	50	62	62
93	51	63	63
94	51	63	63
95	52	63	64
96	52	63	64
97	53	64	65
98	53	64	65
99	54	64	66
100	54	64	66
101	55	65	67
102	55	65	67

103	56	65	68
104	56	65	68
105	56	66	69
106	57	66	70
107	57	66	71
108	57	66	72
109	58	67	73
110	58	67	73
111	58	67	74
112	59	67	74
113	59	68	75
114	59	68	75
115	60	68	76
116	60	68	76
117	61	69	76
118	61	69	76
119	62	69	76
120	62	69	76
121	63	69	76
122		69	76
123		69	76
124		70	76
125		70	76
126		70	76
127		70	76
128		70	76
129		70	76
130		70	76
131		71	76
132		71	76
133		71	76
134		71	
135		71	
136		71	
137		71	

別表第7の2 降格時号給対応表（第23条の2関係）

1 行政職給料表（一）降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15

4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52
30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61
35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	82	53	53	45	45	85	61
38	84	54	54	46	46	85	61
39	86	55	55	47	47	85	61
40	88	56	56	48	48	85	61
41	90	58	57	49	50	85	61
42	92	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	

47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			

90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

## 2 行政職給料表（二）降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	37	9
2	38	10



3	39	11
4	40	12
5	41	13
6	42	14
7	43	15
8	44	16
9	45	17
10	46	18
11	47	19
12	48	20
13	49	21
14	50	22
15	51	23
16	52	24
17	53	25
18	54	26
19	55	27
20	56	28
21	57	29
22	58	30
23	59	31
24	60	32
25	61	33
26	62	34
27	63	35
28	64	36
29	65	38
30	66	40
31	67	42
32	68	44
33	69	45
34	70	46
35	71	47
36	72	48
37	73	49
38	74	50
39	75	51
40	76	52
41	77	53
42	78	54
43	79	55
44	80	56
45	82	57

46	84	58
47	86	59
48	88	60
49	90	62
50	92	64
51	94	66
52	96	68
53	98	70
54	100	72
55	102	74
56	105	76
57	108	78
58	111	80
59	114	82
60	116	84
61	118	88
62	120	92
63	121	96
64	121	100
65	121	104
66	121	108
67	121	112
68	121	116
69	121	123
70	121	130
71	121	137
72	121	137
73	121	137
74	121	137
75	121	137
76	121	137
77	121	137
78	121	137
79	121	137
80	121	137
81	121	137
82	121	137
83	121	137
84	121	137
85	121	137
86	121	137
87	121	137
88	121	137

89	121	137
90	121	137
91	121	137
92	121	137
93	121	137
94	121	137
95	121	137
96	121	137
97	121	137
98	121	137
99	121	137
100	121	137
101	121	137
102	121	137
103	121	137
104	121	137
105	121	137
106	121	137
107	121	137
108	121	137
109	121	137
110	121	137
111	121	137
112	121	137
113	121	137
114	121	137
115	121	137
116	121	137
117	121	137
118	121	137
119	121	137
120	121	137
121	121	137
122	121	137
123	121	137
124	121	137
125	121	137
126	121	137
127	121	137
128	121	137
129	121	137
130	121	137
131	121	137

132	121	137
133	121	137
134	121	
135	121	
136	121	
137	121	

別表第7の3 昇給号給数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の給が7級以上にあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第6条第5項の規定を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8 休職期間等換算表（第44条関係）

休 職 等 の 期 間	換算率
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
勤務時間条例第11条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、1 / 2 以下）
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務とみなす。

